

議案第97号

令和7年度尾道市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度尾道市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度尾道市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
栗原幹線管渠築造工事（その3）	令和7年度から 令和8年度まで	282,000千円

令和7年9月1日提出

尾道市長 平谷 祐宏

債務負担行為に関する調書（追加分）

年度	事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生(見込)額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	国	地 方 債	そ の 他
7	栗原幹線管渠築造工事（その3）	千円 282,000	—	千円 —	令和7年度	千円	千円	千円	千円
					） 令和8年度	282,000	141,000	141,000	0